

森林施業計画認定事業委託費（継続）

【平成21年度予算額 4,559（4,559）千円】

事業のポイント

森林施業計画の対象となる森林の所在が2以上の都道府県にわたる場合に、農林水産大臣が認定事務を行う際の現地調査等の事務を都道府県に委託して行います。

- ・森林施業計画制度は、昭和43年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者の自発的意思に基づく合理的かつ計画的な森林施業の推進を図り、もって森林の保続培養および森林生産力の増進に資するものです。
- ・森林施業計画の認定は市町村の長が処理することとされているが、計画の対象とする森林の所在が2以上の都道府県にわたる場合は、農林水産大臣が処理することとされています。（森林法第19条第1項第2号）

政策目標

農林水産大臣による認定事務の円滑な実施

- ・森林所有者等から認定請求が行われた森林施業計画の件数について
100%認定

< 内容 >

森林施業計画の農林水産大臣認定

森林施業計画の農林水産大臣認定に当たっては、認定基準等の適合を審査するために必要な基礎資料を得るための現地調査等が必要不可欠ですが、国が現地調査を直接行うことは非効率であることから、地域の林業情勢や地理等に詳しい都道府県に委託して調査を実施します。

< 補助率 >

委託

< 事業実施主体 >

都道府県

< 事業実施期間 >

昭和44年度～

[担当課：林野庁計画課]